

# あなたの相続税対策・株式承継対策は本当に正しいでしょうか？

～相続税対策・株式承継対策の適否について  
相続専門の税理士が再検証します～

## お悩み

- 金融機関から紹介された税理士からアドバイスを受けたが、その対策が最適な方法かどうか検証したい。
- 不動産や自社株式などの財産をコストをかけずに子どもに移転するためのもっと良い方法はないか？
- 相続税対策について顧問税理士に相談したが、相続税は専門外なので有効なアドバイスをしてくれない。

## サービス内容

上記のお悩みの方に弊事務所は、**セカンド・オピニオン・サービス** (※) を行っております。



株式 債券



土地 建物



預貯金



自社株式

もっと良い相続税対策はないかな…？



保険金

(※)セカンド・オピニオンとは、医師から治療を受ける患者が納得のいく治療法を選択することができるように、今かかっている医師(主治医)以外の医師に求める第2の意見のことです。これと同様に、相続税対策などについて顧問税理士以外の税理士に意見を求めることをいいます。

## ご相談実例

**Q1** 半導体製造事業を営む相談者は、所有する自社株式（子会社を含め6社分）を後継者（子ども）に移転したいと思い、顧問税理士に自社株式の株価評価をお願いしたところ、株価8億円との報告を受けました。

**A** 弊事務所が株価算定したところ、評価額はゼロとなったため、後継者に贈与するアドバイスを行いました。

**Q2** 食品事業会社を営む相談者は、取引金融機関から紹介された税理士から、自社株式を後継者（子ども）に移転する際には、金融機関からの借入れを行い、子ども出資の会社を設立して買い取る方法を提案されました。

**A** 弊事務所は、金融機関から借入れするのではなく、相談者のグループ会社を株式交換することで株価を引き下げ、後継者に移転するアドバイスを行いました。

**Q3** 個人医院を営む相談者は、節税をかねて分院としての不動産の購入を検討していました。

**A** 弊事務所は、個人医院で購入するのではなく、相談者が出資する法人を設立し、法人で分院としての不動産を購入することを勧めました。これを行うことで、相談者個人の相続税対策となり、かつ、医院の節税の両方を実現することができました。

## ご利用料金

初回のご相談料は**無料**（1時間程度）です。

その後は、ご相談内容に応じて、お見積もりさせていただきます。

## お問い合わせ

わたしたちは、クライアントの皆様には、会計・税務以外の専門家とともに「**相続・事業承継**」を中心としたトータルサービスを提供しております。

### 【主なクライアント】

- 一般事業会社、個人事業主 ■ 弁護士、司法書士
- 医療法人、個人医院 ■ 宗教法人、NPO法人
- 公益財団法人 ■ 健康保険組合、共済会
- 一般社団法人 ■ 文化人、芸能人

**税理士法人 みずほ**  
**公認会計士・税理士 八幡 浩伸**

〒102-0074 東京都千代田区九段南3-5-3九段サウスビル4階



電話でのお問い合わせ **03-3265-1588** 【営業時間 平日9:30~17:00】

メールでのお問い合わせ [arai.cpa@office.email.ne.jp](mailto:arai.cpa@office.email.ne.jp)